

コンプライアンス規程

担当部門 : 事務局
施行日 : 2022/5/17

制定日	2022/5/13
-----	-----------

(目的)

本規則は一般社団法人 重要生活機器連携セキュリティ協議会におけるコンプライアンスの企業行動指針を定め、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(行動指針¹)

持続可能な経済成長と社会的課題の解決

1. イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。

公正な事業慣行

2. 公正かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全な関係を保つ。

公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話

3. 企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。

人権の尊重

4. すべての人々の人権を尊重する経営を行う。

消費者・顧客との信頼関係

5. 消費者・顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。

働き方の改革、職場環境の充実

6. 従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。

環境問題への取り組み

7. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。

社会参画と発展への貢献

8. 「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

¹ 出典) 一般社団法人 日本経済団体連合会「企業行動憲章」

<https://www.keidanren.or.jp/policy/cgcb/charter2017.html>

危機管理の徹底

9. 市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

経営トップの役割と本憲章の徹底

10. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効あるガバナンスを構築して社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにも本憲章の精神に基づく行動を促す。また、本憲章の精神に反し社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、経営トップが率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たす。

附則

本規程は、2022年(令和4年)5月17日より施行する。